

助産時における消費税の課税誤りについて

1. 概要

当院において、1991年の消費税法の改正により非課税とされた助産に係る費用の一部について、課税扱いとして消費税を誤って徴収していたことが判明いたしました。

対象の方について、深くお詫び申し上げますとともに、返還の手続きを取らせていただきます。

2. 経緯・原因

他の医療機関において同様の事例があり、当機構の状況を調査した結果判明いたしました。原因は、乳房マッサージなど助産に係る費用の一部について、消費税法改正の対象外と誤認し、医事会計システムで課税扱いとして設定したこと等によるものです。

3. 返金対象者及び課税扱いとしていた項目等

- ・対象者 : 2,765人
- ・過誤徴収した消費税額 : 約67万円
- ・過誤徴収した項目 : 授乳相談及び乳房マッサージ、授乳相談、病衣（妊婦）、人工乳、紙おむつ（新生児）
- ・返金対象期間 : 2013年4月～2023年3月

4. 返金方法

対象者の方には、ご案内を送付し、返金の手続きを進めます。口座振込の方法によりご返金いたしますので、通知に同封している書類に必要事項をご記入の上、ご返送くださいますようお願いいたします。

5. 今後の対応

- (1) 対象の方には、既にご案内を送付しており、順次、返金の手続きを進めていきます。
- (2) 法令改正やシステム改修等の際には、複数名でのチェックを徹底するなど再発防止を図ります。

【問い合わせ先】

医事課医事係

電話番号：078-576-5251

受付時間：9～17時

（土日祝、年末年始除く）